

東京都周産期搬送コーディネーターの概要

目的

- ・ 選定困難事案の減少及び選定時間の短縮
- ・ 周産期母子医療センター等の医師の負担軽減

設置場所

東京消防庁総合指令室（千代田区大手町）

コーディネーターの職種

助産師又は同等の知識を有する者

コーディネーターの業務内容

応需情報の把握

周産期医療情報システムの診療能力情報をもとに、原則として午前9時頃と午後5時30分頃の2回、必要に応じ、電話等で周産期医療情報システム参画医療機関の状況を把握し、搬送先選定の一助とする。

搬送先選定業務

依頼元産科施設等からのFAXによる患者情報及び総合周産期センター等からの搬送先選定に関する助言、医学的助言のもとに、搬送先医療機関の選定を行う。

その他の付随業務

周産期医療情報システムの更新依頼、搬送先選定に関するデータの整理及び統計の作成、医療機関基本情報調査等

コーディネート業務の対象

受付時間

24時間体制

受付対象

都内の各搬送ブロックの搬送先調整担当の周産期母子医療センター（各総合周産期母子医療センター及び八王子小児病院。以下「総合周産期センター等」という。）

各搬送ブロックの搬送先調整担当の周産期母子医療センター

ブロック	担当区域	搬送先調整担当
区南部	品川区、大田区	東邦大森病院、昭和大学病院
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	愛育病院
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	帝京大学病院(所在地は板橋区(区西北部))
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	日大板橋病院
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	墨東病院
区西部	新宿区、中野区、杉並区	女子医大病院
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	日赤医療センター
多摩	市町村部	杏林大学病院(母体)、八王子小児病院(新生児) 地域周産期センター

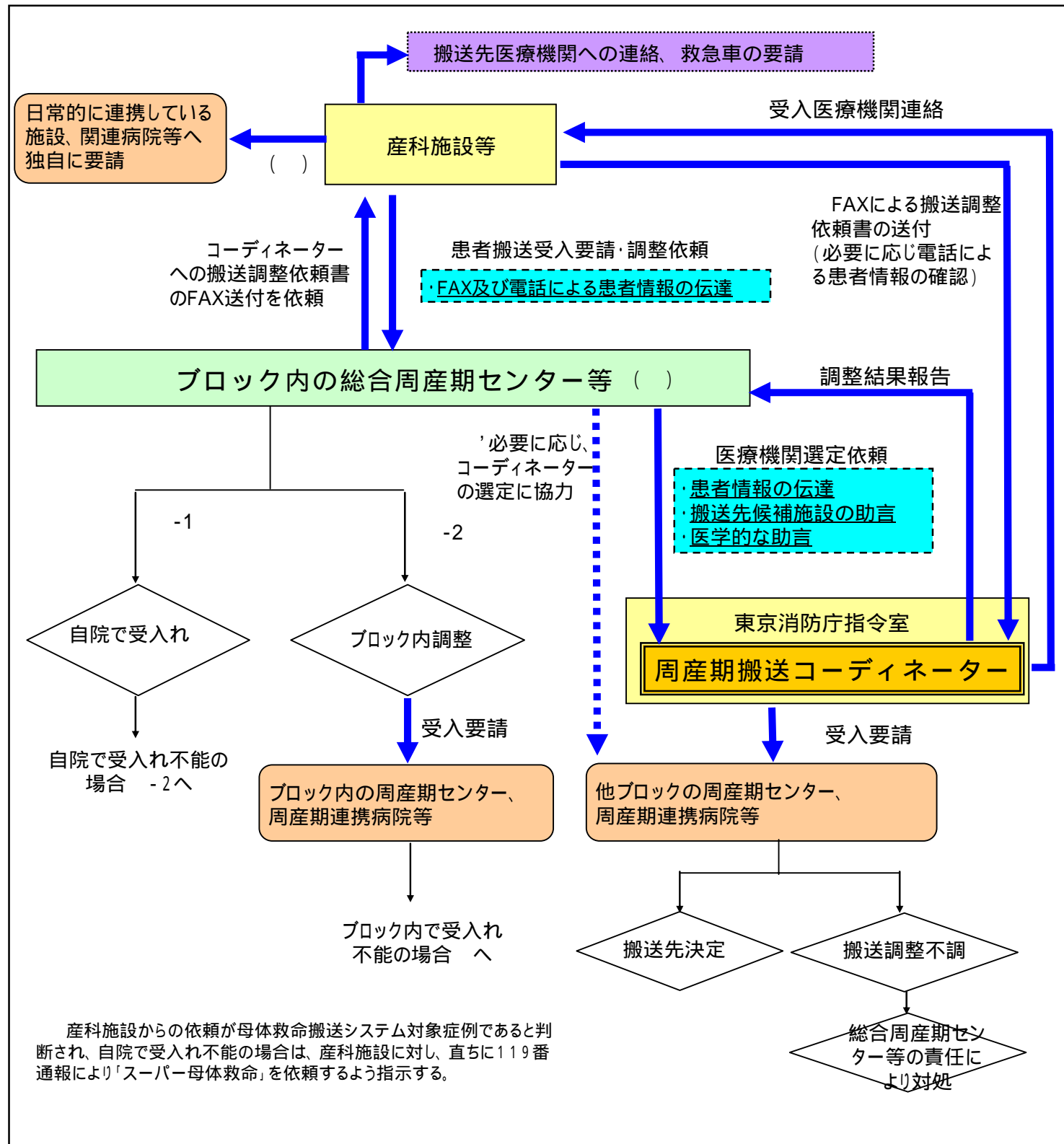
一般通報 = 傷病者の発生地 転院搬送 = 搬送元医療機関所在地

対象患者

- (1) 転院搬送
都内産科施設等において搬送が必要となった母体・新生児で、総合周産期センター等において、受入れ不能かつ当該ブロック内での搬送調整が困難である患者
- (2) 一般通報
都内の一般通報のうち、救急隊が周産期案件と判断し、各消防本部に医療機関の選定を依頼した患者

※ (1)、(2)ともに東京都母体救命搬送システム対象症例は除く。

周産期搬送コーディネーターの業務概要イメージ【転院搬送の場合】



【搬送先調整の手順】

産科施設等からの患者搬送依頼

産科施設等では、患者の搬送が必要となった場合、日常的に連携している施設等に要請しても搬送先が決まらない場合は、各ブロックの総合周産期センター等に搬送調整依頼書をFAXで送付の上、電話で患者の受入要請・調整依頼を行う。

総合周産期センター等におけるブロック内調整

各ブロックの総合周産期センター等は、必要な患者情報を把握した上で、自院での受入れが不能な場合、ブロック内の周産期センター、周産期連携病院等に受入要請する。

周産期搬送コーディネーターへの医療機関選定依頼

自ブロック内で受入れ不能の場合、総合周産期センター等は、依頼元産科施設等に対し、搬送調整依頼書を周産期搬送コーディネーターにFAXするよう伝えるとともに、コーディネーターに搬送先選定を依頼する。その際、コーディネーターに患者情報の伝達を行い、搬送先として適切な施設や医学的観点からの助言を行うとともに、必要に応じ、コーディネーターの搬送先選定に協力する。周産期搬送コーディネーターは、必要に応じ産科施設等に電話で患者情報の確認を行う。

周産期搬送コーディネーターによる搬送先選定

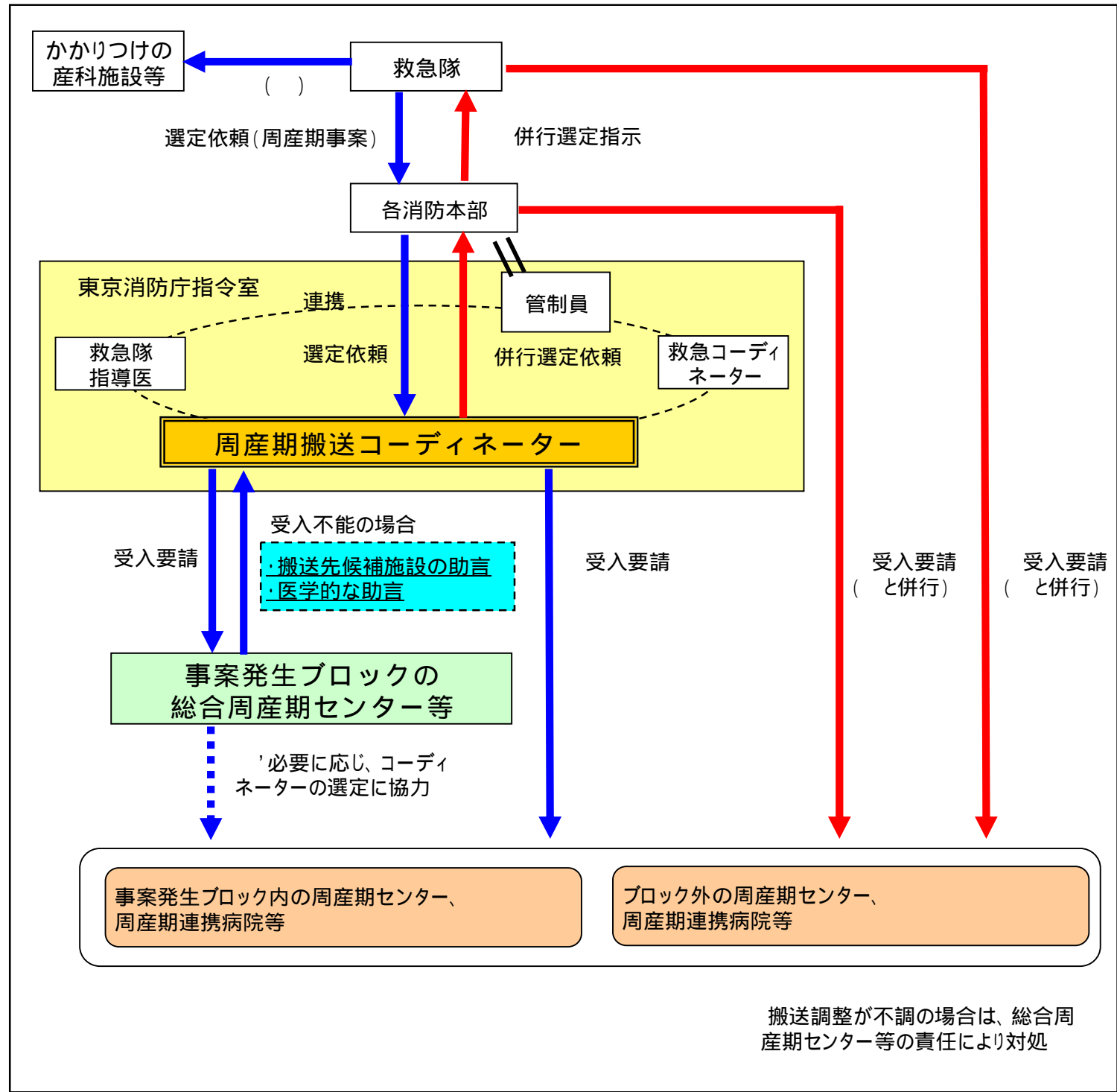
周産期搬送コーディネーターは、患者情報と総合周産期センター等からの助言等を参考に、都内医療機関に受入要請を行う。受入先が決まらない場合等は、総合周産期センター等の責任により対処する。

依頼元産科施設等への連絡

周産期搬送コーディネーターは、依頼元産科施設等に搬送先医療機関を連絡するとともに、調整結果を総合周産期センター等に報告する。連絡を受けた産科施設等は、搬送先医療機関への連絡及び救急車出動要請を行い、患者を搬送する。

総合周産期センター等：都内の各搬送ブロックの搬送先調整担当の周産期母子医療センター（各総合周産期母子医療センター。多摩地域の新生児搬送については八王子小児病院）

周産期搬送コーディネーターの業務概要イメージ【一般通報の場合】



【搬送先調整の手順】

救急隊から各消防本部への選定依頼
 救急隊は、事案が周産期案件と判断した場合は、各消防本部に医療機関の選定を依頼する。

総合周産期センターへの受入要請・調整依頼
 依頼を受けた各消防本部は、周産期搬送コーディネーターに搬送先選定を依頼する。周産期搬送コーディネーターは、事案発生ブロックの総合周産期センター等に受入要請を行う。

周産期搬送コーディネーターによる搬送先選定
 当該総合周産期センター等で受入れ不能の場合は、周産期搬送コーディネーターがブロック内の周産期センター、周産期連携病院等を優先して受入要請する。
 総合周産期センター等は、周産期搬送コーディネーターに搬送先として適切な施設や医学的観点からの助言を行うとともに、必要に応じ、周産期搬送コーディネーターの搬送先選定に協力する。

各消防本部との連携による受入要請
 周産期搬送コーディネーターは、と併行して受入要請を行う医療機関及び優先順位を決定し、各消防本部に受入要請の協力依頼を行う。
 依頼を受けた各消防本部は、現場の救急隊と連携し、医療機関に受入要請を行う。

受入医療機関の決定
 周産期搬送コーディネーターは、各消防本部に受入医療機関を連絡する。各消防本部は、救急隊に搬送先医療機関を連絡する。
 受入先が決まらない場合等は、発生ブロックの総合周産期センター等の責任により対処する。

総合周産期センター等：都内の各搬送ブロックの搬送先調整担当の周産期母子医療センター（各総合周産期母子医療センター。多摩地域の新生児搬送については八王子小児病院）